

平成 22 年 11 月 4 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂二丁目 6 番 17 号  
破産者 T C B ホールディングス株式会社  
破産管財人 弁護士 蒲野 宏之  
(コード番号 2356 東証マザーズ)  
問合せ先：破産管財人 弁護士 蒲野宏之  
電話番号：03-5457-8110  
03-3539-1371  
<http://www.tcbhd.co.jp>

### 破産再建届出期間、債権者集会等に関するお知らせ

平素は、破産者 T C B ホールディングス株式会社（事件番号：東京地方裁判所平成 22 年（フ）第 1 7 5 5 9 号。以下「T C B H D」といいます。）の破産管財業務にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

破産債権届出期間、債権者集会等について、以下の通り、お知らせいたします。

#### 1. 破産債権届出期間

T C B H D についての破産債権届出期間は、**平成 22 年 11 月 24 日**までとなっております。

#### 2. 破産債権届出書及び交付要求書の提出先

破産債権届出書及び交付要求書の届出先は次の通りとなります。

**東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号 N B F 日比谷ビル 1 4 階**

**蒲野綜合法律事務所**

**弁護士 蒲野 宏之 気付**

**平成 22 年（フ）第 1 7 5 5 9 号事件書類受領事務担当 行**

#### 3. 債権者集会（財産状況報告集会・債権調査期日）の日時及び場所

T C B H D につきましては、**平成 23 年 2 月 14 日午後 3 時、東京地方裁判所 債権者等集会場 3（家簡地裁合同庁舎 3 階）**において債権者集会が開催されます。

破産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続きの費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続き廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による決算報告集会も併せて実施します。

4. 出席について

債権者集会への参加は任意ですので、出席されなくても、債権者の皆様において何ら不利益はございません。

5. 今後の情報提供について

株主様、債権者様をはじめとする関係各位の皆様への情報発信は、今後も必要に応じて、TCBHDのホームページを通じて提供してまいります。

(TCBHDのホームページ)  
<http://www.tcbhd.co.jp/>

以 上